

大竹市監査公表 第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、総務部企画財政課、総務部危機管理課、建設部都市計画課、教育委員会総務学事課に係る令和6年度事務事業の執行状況等を対象として定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和7年5月13日

大竹市監査委員	薬 師 寺 基 夫
大竹市監査委員	西 村 一 啓

監 査 結 果 報 告

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

2 監査対象事務

令和5年度、6年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、並びに一般行政事務の執行全般について監査を行った。

なお、事業の検証のため必要なものについては、過年度分も対象事務とした。

3 監査の実施方法

書類帳簿一覧表から抽出した書類を閲覧するとともに、必要に応じて関係職員に対する聴取や実地調査などの方法により実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に事務処理されていると認められた。

簡易な事項については確認の上、口頭で指摘し、改善を必要とする項目については是正を指示した。

5 総括意見

○文書事務に関する事案について(前年度以前から継続)

「文書事務に関する事案について」は、これまでの定期監査において繰り返し指摘してきた不適切な文書事務の取り扱いである。「大竹市文書取扱規程」及び「文書事務の手引(総務部総務課)」に規定する『文書事務取り扱いの原則』から逸脱する等事務処理の不備の指摘事項が未だ減少しておらず、内部統制の秩序が保たれていない。

各部局長におかれては、文書管理の実態を点検し改善するよう指示されるとともに、文書事務取扱責任者(課長)及び文書取扱主任(庶務係長)から所属員に対して、不適切な公文書取扱の改善を指導徹底し、留意事項や手引等を参考に行政文書の適正な処理・管理に努められたい。

また、総務課においては、令和7年1月に、定期監査での指摘の多い公文書の取り扱いについて留意すべき事項の説明を文書取扱主任等に対して行っているが、新規採用職員を含め文書取扱研修等を適宜実施されたい。

なお、指摘事項を具体的に列挙すると、

- ・ 保存文書の目次が作成されていない事案
- ・ 起案文書伺い文の『起案・決裁・施行・完結』の日付欄が未記入となっている事案
- ・ 上司の決裁を受けているにも関わらず起案文書の案文に訂正印もなく鉛筆で手書き修正されている事案
- ・ 文書收受印が押印されていない事案
- ・ 文書收受後に上司までの回覧がなされていない事案
- ・ 代理決裁後、決裁権者に報告し、又は決裁権者の閲覧(後閲)に供していない事案
- ・ 通知文の余白に、鉛筆書きで『回答済み・連絡済み』等のメモ書きや付箋へのメモ書きが残されているのみで上司(課長)の確認印がない事案
- ・ 付箋にメモ書きがされたまま簿冊に綴じられている事案

等、市が定めた全庁共通の『文書事務取扱のルール』が遵守されていない事務処理である。

○随意契約について

地方自治法において、地方公共団体の契約方法は一般競争入札が原則である。随意契約は「地方自治法施行令第167条の2第1項」、「地方公営企業法施行令第21条の13第1項」の規定に該当する場合に認められている。

この度、契約事務において地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用する随意契約が多く見受けられた。同号は「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」と規定されているが、緊急の必要とは、災害時において一般競争入札等の手続をしていては、その時期を失し、あるいは全くの契約の目的を達することができなくなり、経済上著しく不利益を被るような場合である。特別な理由がなく事務の遅延により時間的余裕がなかったとの理由では適用すべきものではないと考える。入札に向けて年度当初から事務の早期着手するよう取り組まれない。

現段階では、随意契約ガイドライン等具体的な考え方が示されていないため新たに設ける等検討されたい。

各課に関する指摘事項等については次のとおりである。

監 査 結 果 報 告

1. 監査の対象

総務部 企画財政課

2. 監査の実施期間

令和6年10月15日から令和7年3月26日まで

3. 監査の場所

監査事務局

4. 管掌事務

企画財政課は、企画係、財政係、情報政策係、広報広聴係の4係で組織されている。

企画係は、「大竹市まちづくり基本構想・基本計画及び基本計画実施計画に関すること」、「重要な施策及び事業の総合調整に関すること」、「広域行政に関すること」及び「行財政改革の総括に関すること」などの事務を担っている。

財政係は「予算の編成及び執行に関すること」、「財政の計画及び調整に関すること」、「地方交付税に関すること」などの事務を担っている。

情報政策係は、「情報化施策の企画及び総合調整に関すること」、「情報システムの構築、運用管理及び調査研究に関すること」、「個人情報保護制度に関すること」などの事務を担っている。

広報広聴係は、「情報発信に係る戦略の企画立案及び推進に関すること」、「ホームページ等の管理運営に関すること」、「広聴活動の総括に関すること」及び「情報公開制度に関すること」などの事務を担っている。

5. 指摘要望事項

○企画係

1 出資法人に関すること

(1) 株式会社やさかの経営について

「出資法人の保有する情報の公表に関する要綱」に基づき株式会社やさかの資料を公表しているが、同要綱第3条に規定している対象資料のうち、役員名簿、営業報告書が公表されていない。また、令和5年度決算では、当期純損失が増大し過去の利益剰余金で補填している。過去、赤字から経営努力により黒字へと改善されていたが、コロナウイルス感染症対策による外出自粛等の影響から売上げも落ち込み、アフターコロナ禍においても従前のように回復していない。

同法人に対して、本市は資本金の三分の一を出資している。引き続き、経

営改善、自立性及び透明性向上等に重点を置き、経営状況及び財政状態を把握し適切な対応をされたい。

2 多文化共生に関すること

(1) 大竹市国際交流協会について

大竹市国際交流協会は市民団体が国際化に寄与することを目的として設立され、外国人講師による講演会や料理教室等を行っているが、協会の会員数は減少傾向である。

企画係職員は協会の事務を補助しているが、監査した保存文書には協会宛の文書が企画財政課宛ての文書として受付されたものが見受けられた。文書の取扱いには注意されたい。

なお、大竹市まちづくり基本計画に多文化共生理解の促進も掲げられていることから、市として協会との連携強化に取り組まされたい。

○財政係

監査の結果、概ね適正な事務処理がなされており、個別に指摘すべき事項はなかった。

○情報政策係

監査の結果、概ね適正な事務処理がなされており、個別に指摘すべき事項はなかった。

○広報広聴係

1 情報公開制度に関すること

(1) 情報公開開示請求の処理について

情報公開開示請求については、市民等から開示請求書が提出された場合、担当課に対応を依頼している。しかしながら、回答等対応を行った後の開示事務処理簿の処理結果報告がされない場合があり、進捗状況が把握しきれていない。また、処理簿が提出されても処理状況が未記入のものも見受けられた。担当課からの処理簿が未提出の場合、提出の催促及び提出時の記載事項の確認を行い、進捗状況の把握に努められたい。

監 査 結 果 報 告

1. 監査の対象

総務部 危機管理課

2. 監査の実施期間

令和6年10月15日から令和7年3月26日まで

3. 監査の場所

監査事務局

4. 管掌事務

危機管理課は、保安防災係の1係で組織されている。

保安防災係は、「地域防災計画、石油コンビナート等防災計画及び国民保護計画に関すること」、「自主防災組織及び地域防災リーダーの育成及び指導に関すること」、「防災行政無線等の運用その他防災情報の収集及び発信に関すること」及び「災害対策本部の運営に関すること」などの事務を担っている。

5. 指摘要望事項

○保安防災係

1 地域防災計画等に関すること

(1) 要配慮者利用施設の避難確保計画について

令和3年の水防法等の一部改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設において避難確保計画の作成・報告と計画に基づく避難訓練の実施・報告が義務化され、大竹市地域防災計画に位置づけている。

避難確保計画が提出されていない施設に対して、令和5年12月27日付けで提出の依頼を行っているが、それにもかかわらず、計画が提出されていない施設が見受けられる。また、避難訓練については、原則、年1回以上実施及び市長へ報告することとされている。しかしながら、現状では、避難訓練の実施報告が非常に少ない状況となっている。被害を最小限にとどめるためにも計画未提出の施設及び避難訓練未実施の施設に対し、厳格に対応するよう指導されたい。

(2) 救援物資の調達・供給活動への備えについて

想定される災害の多様化により防災資機材に過不足が生じる恐れがあるが、危機管理課においては物資等の調達に関し、現在16関係団体（業者）と災害協定を締結している。

引き続き、必要に応じて災害協定の締結に努め、災害時には積極的に協力を得られるようにするとともに、市においても資機材の更新、補充及び拡充を行われたい。

(3) 避難行動要支援者避難支援制度について

「広島県のモデル事業を使って、令和5年度末で7名分の個別避難計画が策定されている。対象者全体ではごく一部であり、今後対象者数の増加が見込まれるなかで、個別避難計画を必要とする市民に対し、どのように対応するのか」検討されたい。

また、「災害時には、福祉避難所又は避難所との連携が必要であるが、現状では、福祉避難所の収容定員は少なく、通常の避難所に要配慮者のスペースを設けるにも施設や対応職員の確保等について課題があるように思われるが、どのように対応するのか」検討されたい。

2 課の庶務に関すること

(1) 契約保証金の免除について

防災行政無線保守点検業務委託契約を締結する際、大竹市契約規則(昭和39年規則第16号)第23条第1項では、「ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。」と契約保証金納付の例外が規定されているが、起案には該当項目を明記することなく、契約保証金に関する記載のない契約を締結している。

契約保証金を免除する場合は、規則のいずれの要件に該当するかを起案及び契約書に明記されたい。

監 査 結 果 報 告

1. 監査の対象

建設部 都市計画課

2. 監査の実施期間

令和6年10月15日から令和7年3月26日まで

3. 監査の場所

監査事務局

4. 管掌事務

都市計画課は、建築住宅係、計画整備係の2係で組織されている。

建築住宅係は、「建築確認申請に関すること」、「建築の指導及び相談に関すること」、「住宅施策に関すること」及び「市営住宅に関すること」などの事務を担っている。

計画整備係は、「都市計画事業に関すること」、「公園及び緑地の維持管理に関すること」、「大竹市都市計画審議会に関すること」及び「宅地造成及び特定盛土等規制法に関すること」などの事務を担っている。

5. 指摘要望事項

○情報公開に対する事案について

情報開示請求に対し、決裁欄の印影を黒く塗りつぶしたまま部分開示を行っている事案が見られた。大竹市情報公開条例(平成11年条例第21号)第7条第1項第2号ただし書きウについて「公務員等の職務の遂行に関する情報に含まれる公務員等の職・氏名に関する情報は、特定の公務員等を識別し得る情報として個人に関する情報に該当するものであるが、行政の説明責任の観点から、開示する」(令和4年9月改訂の「Ⅱ情報公開条例の解釈及び運用基準」)とされている。また、情報公開・個人情報保護審査会答申では、決裁欄の印影については個人の権利利益を侵害する可能性があるため不開示が妥当としている。ただし、職務上の行為であるため、印影そのものは黒く塗りつぶし不開示とするものの、その代わりに決裁欄の氏名については、活字で代替表示する取り扱いをしており、同様の対応が必要である。

また、非開示部分を黒く塗りつぶした状態で部分開示の決裁を受け施行している事案については、原文(黒く塗りつぶす前の文)が添付されていないため、決裁権者が当該黒塗りの箇所が非開示情報に該当するか否か判断できないと思われる。令和4年9月改訂の「Ⅱ情報公開条例の解釈及び運用基準」第8条(部分開示)の【解釈及び運用】の6に「部分開示を実施した場合は、開示事務処理簿に記載するとともに、開示に使用した行政文書の写しを請求

書に添付して保管する。」と記載されている。決裁を受ける際は、原文及び開示に使用した部分開示文を併せて添付することにより不開示部分を明確にし、不開示部分を最小限とすることにより市民への説明責任を果たされるよう対応されたい。

○建築住宅係

1 大竹市住宅リフォーム事業について

この事業は、大竹市内における個人住宅の質の向上と定住促進を図るため、市内居住者及び予定者に対して住宅リフォームに要する費用の一部を市が補助するものである。住宅リフォーム完了後、補助金支払のために住宅改修工事代金の領収書の写し等の提出を受けているが、工事業者の会社・代表者印のないもの、収入印紙が貼付されていないもの、工事写真が不備(施工箇所、施工中、施工後写真の未添付)のもの、事業完了報告書の課長決裁を受けていないもの等があった。このことから、完了確認が十分にされていないまま補助金が支払われていることが窺える。書類提出時においては、確認リストを作る等不備のないよう対応されたい。

2 ブロック塀等除却補助事業について

ブロック塀等除却補助事業は国、県と共同して地震によるブロック塀等の倒壊による事故を防ぎ、安全な通学路を確保することを目的としてブロック塀等の除却費用の一部を補助するものである。補助対象のブロック塀は市内小・中学校の通学路または緊急輸送道路に面している等の要件があるが、通学路に面しているかウェブページでは確認できず、問い合わせが必要となる。

また、補助事業対象のブロック塀の所有者であるが事前協議後1年以上補助金交付申請をされていない事案が数件見られた。

事前協議前の確認方法の改善と事前協議後のブロック塀等除却補助対象所有者に対して注意喚起を促すよう対策をとられたい。

○計画整備係

1 駐輪場及び駐車場の維持管理に関すること

(1) 行政財産貸付契約について

玖波駅駐輪場の行政財産貸付契約の変更契約を締結されているが、契約に至るまでの経緯がわかる協議の記録や文書が残されていない。どのような経緯で決定されたのか不明となるため、疑念を抱かれることのないよう協議や会議を行った際には、記録票を作成するよう対応されたい。

2 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の許可に関すること

広島県屋外広告物条例(昭和24年広島県条例第72号)第2条第1項に規定する屋外広告物等の表示又は設置許可の申請に係る手数料は、大竹市手数料条例(平成12年条例第7号)別表7に基づいているが、「形状及び意匠が同

一のものは、1件とする。」ことについて解釈に疑義があり記録票により解釈を取り扱うこととしている。しかしながら、手数料という金銭納付を市民等に求めることを考慮すると規程を定め手数料の根拠を明確にし説明責任を果たせるよう検討されたい。

監 査 結 果 報 告

1. 監査の対象

教育委員会事務局 総務学事課、市立学校、給食センター、こども相談室

2. 監査の実施期間

令和6年10月15日から令和7年3月26日まで

3. 監査の場所

監査事務局、給食センター

4. 管掌事務

総務学事課は、教育総務係、教育指導係、給食センター及びこども相談室で組織されている。

教育総務係は、「教育委員会の会議に関すること」、「教育行政施策の推進及び広報に関すること」、「事務局職員の人事及び給与に関すること」及び「教育委員会の予算及び決算並びに経理に関すること」などの事務を担っている。

教育指導係は、「県費教職員及び市費教職員の人事及び給与に関すること」、「教育課程、学習指導その他学校教育の指導に関すること」、「交通安全及び学校安全に関すること」などの事務を担っている。

給食センターは、「学校給食に必要な食材の調達に関すること」、「学校給食の調理の検査及び検食に関すること」及び「給食センターの経理に関すること」などの事務を担っている。

こども相談室は、「児童生徒、保護者又は教職員からの相談に関する業務」などを担っている。

5. 指摘要望事項

○教育総務係

1 奨学金に関すること

(1) 大竹市奨学金返還金にかかる督促について

奨学金返還金の未収金は令和5年度末で2,500千円弱である。未収金が増加すると奨学金制度の維持にも関わるため、督促を強化し本人の状況調査や保証人への連絡等だけでなく、正当な理由なく滞納したままである等の悪質な場合は、法的措置や遅延延滞金を請求することも検討されたい。

2 学校施設に関すること

(1) 依頼作業の安全対策について

大竹中学校体育館樋清掃作業において、業務完了後業者から提出された写真(体育館屋上樋の清掃状況写真)によれば、15メートルを超える高所での作業にもかかわらず、作業員はフルハーネス型墜落防止用器具を装着しておらず、非常に危険な状態で作業を実施したことが推測される。厚生労働省の基準では6.75メートルを超える高所作業の場合、フルハーネス型の墜落防止用器具着用を着用することとなっている。高所での作業発注に際し、業者には安全対策の聞き取りと、安全対策の実施を徹底されたい。

この指摘は、高所での作業発注に対する安全対策に関するものであるが、公共事業を担う市としては、全ての作業における事故防止の観点から、着手に際しては、十分なリスクアセスメントを実施し、万全の事故対策を講じるよう業者と認識を共有するよう徹底されたい。

3 課の庶務に関すること

(1) 契約保証金の免除について

学校施設点検管理業務委託契約を締結する際、大竹市契約規則(昭和39年規則第16号)第23条第1項では、「ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。」と契約保証金納付の例外が規定されているが、起案には該当項目を明記することなく、契約保証金に関する記載のない契約を締結している。

契約保証金を免除する場合は、規則のいずれの要件に該当するかを起案及び契約書に明記されたい。

○教育指導係

1 大竹市教育研究会等に関すること

(1) 大竹市教育研究会負担金について

大竹市教育研究会負担金は教職員の資質向上と学校教育の振興を図ることを目的とし、大竹市補助金等交付規則(昭和48年規則第37号)に基づき交付している。補助事業等完了後は実績及び効果について実施結果報告書を提出することとなっている。

大竹市補助金等交付規則で、交付決定の取消し及び補助金等の返還に関する条項が第13条に規定され、同条第1項第3号では「補助事業等の支出額が計画額に比し、減少したとき。」は同条第1項の規定により「補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」とされている。

しかしながら、負担金は翌年度繰越金とされている。事業実施後、執行残が発生するようであれば返還する手続をとられたい。

2 英語指導助手に関すること

外国語指導助手派遣業務受託者からのアンケート依頼の中に、学校のコメントとして「ニーズに応じているとはいえない」「教職員の負担が

大変増え不満も聞いている」「指導助手の力を十分に発揮できるように授業を考えていただきたい」等の回答があり、遅刻等の勤怠表も添付されている。事実であるならば、単なるアンケート回答ではなく、労働者派遣基本契約書第16条(派遣労働者の交代等)に基づき、派遣元事業者に対し適切な措置をとるよう要請されたい。

○給食センター

1 危機管理に関すること

給食センターについては、児童及び生徒に対し安全・安心な給食を提供するため、施設・設備及び調理の過程において適切な衛生管理を図る必要がある。

委託業者から提出された施設管理等点検報告や検査結果報告において、設備の不良箇所等が報告されていても、口頭での報告にとどめているだけのものが見受けられた。また、当面は支障がないため現状のままとされているものもあった。放置すれば重大な事故となりかねないため、再発防止のための対応マニュアルの整備を図るとともに、書面での報告により事案の情報を共有し、危機管理対応の「見える化」を進められたい。